○近畿地方整備局告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により村道の修繕工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年九月一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
村道平谷竹筒線	奈良県吉野郡十津川村大字平谷から同村大字猿飼まで（猿飼橋）	修繕	平成二十九年九月一日

○北海道開発局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	美唄市字峰延四番から同市字峰延七〇九五番まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十二号	北海道岩前郡初山別村字初山別一番一から同村字栄一一二番三まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百四十二号	北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一七番七地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年九月一日

官庁報告

国家試験

診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により、第70回診療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。

平成29年9月1日

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験期日　平成30年2月22日（木曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号。以下「58年改正法」という。）による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和26年法律第226号。以下「旧法」という。）に定める診療エツクス線技師試験（以下「診療エツクス線技師試験」という。）又は法附則第7項の規定による試験（以下「特例試験」という。）に合格した者であって、受験願書にその旨を記載し、試験科目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受けようとするものについては、東京都に限る。

3　試験科目　基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エツクス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学

ただし、2のただし書に該当する者については、次の科目を免除する。

基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、医用工学、エツクス線撮影技術学、画像工学、放射線計測学及び放射線安全管理学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（法第20条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所において、3年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（平成30年3月16日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で法第3条の規定による免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有するものと認めたもの

⑶　58年改正法の施行の際（昭和59年10月1日）現に診療エツクス線技師又は診療エツクス線技師試験を受けることができた者であって、旧法第20条に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、1年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（58年改正法の施行の際現に修習中の者であって、同法施行後にその修習を終えたものを含む。）

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）第3号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、2のただし書に該当する者にあっては、診療エツクス線技師試験（特例試験を含む。以下同じ。）に合格している旨を、受験願書の受験地の下に記載すること。

㋑　写真　出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は診療放射線技師国家試験運営本部事務所若しくは診療放射線技師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは診療放射線技師養成所又は診療放射線技師国家試験運営本部事務所若しくは診療放射線技師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　4の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日